

(新) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査

52百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)は、平成15年に改正されたが、その施行5年後の見直し時期を迎える平成21年に改正法案を提出することを念頭に、中央環境審議会等において審議が行われている。次期改正では、「持続可能な開発に関する世界サミット」で合意された「2020年までに人及び環境への悪影響を最小化する方法で化学物質を使用・製造する」との目標(WSSD2020年目標)を踏まえ、2020年までにすべての化学物質の人や環境にもたらす影響を一通り評価し、必要な物質についてはリスク管理措置を導入することを目指した制度の見直しが行われる見込みである。

このため、本事業では、上市(市場への投入)後化学物質を対象としたスクリーニング(簡易な手法を用いた優先順位付け)を行い、優先順位の高い物質から効率的に情報収集・リスク評価を行うスキームを開発する。

スクリーニング手法の検討に当たっては、化学物質の有害性情報と製造・輸入数量、用途等のばく露情報が必要となるが、生態毒性については、既に得られている試験データのほか、現在改良を進めている生態毒性QSAR(定量的構造活性相関)モデルを用いた簡易推計手法を活用することとなる。また、推計が困難な物質については、簡易な試験法(例:魚類胚を用いた試験管レベルの試験)の活用についても検討する。

2. 事業計画

平成21年度～平成22年度

3. 施策の効果

上市後化学物質のスクリーニング手法を確立することにより、WSSD2020年目標の達成に向けて、効率的にリスク評価・管理措置が必要な物質を特定することができる。

4. 備考

調査費 52百万円

(内訳) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査	17百万円
簡易な毒性試験及び暴露評価モデルの試行・改良	35百万円

(新)既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査 52(0)百万円

■化審法に基づく化学物質の審査・点検状況



既存化学物質のリスクが明らかでないまま製造・使用が続けられている
(約2万物質中、点検済みは約1600物質)

世界的な化学物質管理の目標：
「2020年までに、人及び環境への悪影響を最小限化する方法で化学物質が使用・製造されることを実現」
(ヨハネスブルグサミット2020年目標)

制度的対応：
化審法改正
(平成21年予定)
・上市後のすべての化学物質を対象としたリスク評価手続きの確立

技術的対応：
既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査
・数万の化学物質の中から、簡易な手法で優先順位付けを行い、効率的にリスクを評価するスキームを開発。
・文献情報、簡易予測手法、簡易試験法(試験管内試験等)等を活用。
・試行的スクリーニングを行いつつ、平成22年度までにスクリーニング手法を開発

2020年までに、化学物質のリスクを一通り評価し、リスクに応じた管理がなされている状態を実現